

京都市京セラ美術館メンバーシップ個人会員サービス規約

(目的)

第1条 この規約は、京都市京セラ美術館メンバーシップ（以下「本会」という。）の会員（個人に限る。）及びその会費に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(会員)

第2条 京都市京セラ美術館メンバーシップ会則（以下「会則」という。）第2条に定める目的に賛同し、次条に定める入会に係る手続を経て承認された者を、個人の会員（以下、この規約において「会員」という。）とする。

(入会)

第3条 本会への入会は、次に掲げる手続のいずれかを経ることにより行うものとする。

- (1) 窓口での入会 所定の申込用紙に必要な事項を記入のうえ、本会に提出し、次条に規定する年会費について、京都市京セラ美術館の受付窓口において支払う（以下、この方法により入会した会員を「窓口入会会員」という。）。
 - (2) ウェブサイトでの入会 京都市京セラ美術館メンバーシップのウェブサイト（以下「ウェブ」という。）において、所定の操作手順により会員となろうとする者の情報を登録し、次条に規定する年会費について、京都市京セラ美術館の受付窓口において支払い、又はウェブに登録したクレジットカードにより支払う（以下、この方法により入会した会員を「ウェブ入会会員」という。）。
- 2 前項に規定する手続により得た会員の地位が存続する期間（以下「会員期間」という。）は1年間とする。ただし、新たに入会する場合は、当該会員期間は、当該手続の後、会則第4条第2項第1号及び次条に規定する年会費を支払った日から1年を経過した日の属する月の末日までとする。
- 3 次条第1項第3号のフレンドU25については、入会の日において25歳未満の者のみが入会できるものとし、入会に係る手続に際して、本会に対してその者の身分を証明するものを提示しなければならない。

(会費)

- 第4条 会則第4条第2項第1号の規定にかかわらず、入会又は更新の際にメンバーズニュース（年間4回の配信）についてメールによる配信を希望した場合、年会費の額については、同号に規定する年会費の額から500円を割り引くものとする。
- 2 会則第4条第2号第1号の規定にかかわらず、第3条第2項に規定する会員期間が満了する日（以下「満了日」という。）までに会員期間の更新に係る手続を行う場合、当該手続により更新した会員期間に係る年会費の額については、会則第4条第2号第1号に規定する年会費の額から300円を割り引くものとする。

(特典)

第5条 会員に対する会則第6条に規定する特典は、以下に掲げるものとする。

会員の特典内容		サポーター フェロー 20,000円/年	フレンド 6,300円/年	フレンド U25 3,600円/年	e-フレンド 無料
観る	季節ごとに展示替えを行うコレクションルームの無料観覧	○ + 同伴者1名	○	○	
	美術館が主催・共催する展覧会の無料観覧 ※1 ※2	○ + 同伴者1名	○	○	
深める	様々な学びのイベントへの優先予約や参加費の割引など	○	○	○	
交わる	各種メンバー限定イベントへの参加 ※3	○	○	○	
	メンバー限定バスツアーへの参加 ※3	○	○	○	
くつろぐ	ミュージアムカフェ、ミュージアムショップなど館内店舗のご利用優待	○	○	○	
知る	年4回発行されるメンバーズニュースの配信	郵送またはメール	郵送またはメール	メール	
	無料メールマガジンの配信	○	○	○	○
招待	美術館が主催・共催する展覧会の内覧会へご招待 ※2	○ + 同伴者1名			

- 注1 各展覧会1回につき無料。
 2 一部例外となる展覧会あり。
 3 別途参加費が必要。

(会員期間の更新, 会員区分の変更及び退会)

第6条 会員期間は、満了日までに、各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる手続により、更新することができる。

- (1) 窓口入会者 京都市京セラ美術館の受付窓口において第4条に規定する年会費を支払う方法により、更新することができる。
 - (2) ウェブ入会者 京都市京セラ美術館の受付窓口において第4条に規定する年会費を支払い、又はウェブの会員専用ページにおいて自動更新する旨の設定を行うことにより、更新することができる。
- 2 会員期間の途中に第4項第1項各号に掲げる会員の区分を変更する旨又は本会を退会する旨の申入れがあった場合、次回の会員期間の更新の際に当該区分の変更をし、又は退会するものとする。

(会員情報の変更に係る届出等)

第7条 会員は、入会の際に提出し、又は登録した氏名、住所、電話番号等の会員の情報（以下「会員情報」という。）に変更があった場合、速やかに本会にその旨の届出をし、又はウェブの会員用ページにおいて会員情報の変更に係る手続をしなければならない。

- 2 前項の規定による届出又は変更に係る手続をしなかったために生じた会員の不利益及び損害については、本会は一切の責任を負わない。

(メンバーズカードの発行, ログインIDの付与等)

第8条 本会は、会員に対し、メンバーズカードを発行する。

- 2 メンバーズカードは、会員本人に限り利用することができる。
- 3 メールアドレスを登録する会員に対しては、メンバーズカードのほかに、ウェブの会員用ページへのログインに必要なIDを付与する。この場合において、同ページへのログインに必要なパスワードの設定及びその管理は、会員が責任をもって行うものとし、その管理を怠ったため

に生じた不利益及び損害については、本会は一切の責任を負わない。

- 4 メンバーズカード、ID 及びパスワードは、理由の如何を問わず、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。
- 5 メンバーズカードを紛失した場合は、所定の手続によりこれを再発行する。この場合、再発行に係る手数料300円は、会員が負担するものとする。
- 6 会員期間の更新の際に、カードの経年劣化に伴いカードを再発行する場合は、再発行に係る手数料は、本会が負担するものとする。

(会員資格の停止及び取消し)

第9条 本会は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、事前に通知することなく、直ちに当該会員の資格を停止し、又はこれを取り消すことができるものとする。この場合において、資格の停止又は取消しにより生じた不利益及び損害については、本会は一切の責任を負わない。

- (1) 本会及び京都市美術館の運営を妨害する行為をした場合
- (2) 入会の際に提出し、又は登録した会員情報に虚偽があった場合
- (3) 公序良俗に反する行為又は法令に違反する行為をした場合
- (4) 他の会員又は第三者を誹謗、中傷するなど、他人に不利益又は損害を与える行為をした場合
- (5) 第4条に規定する年会費の支払を怠った場合
- (6) この規約に違反する行為があった場合
- (7) その他会員として不相当であると本会が認める場合

(個人情報の取扱い)

第10条 本会は、次に掲げる場合において、必要な範囲内で、個人情報を利用し、又は本会の業務を受託する事業者等の第三者に対し提供する。

- (1) メールマガジン、メンバーズニュース、各種お知らせ等を配信し、及び送付する場合
 - (2) 本会の特典等を受けようとする会員の承諾又は申込みに基づき、サービスの利用に関し提携する事業者、団体等の第三者に情報を提供する場合
 - (3) サービスの改善、新たなサービスの開発及びマーケティングデータの活用をする場合
 - (4) 会員からの問合せを確認し、及びそれに回答する場合
- 2 本会は、個人が識別されない統計情報を、本会のサービスの改善、又は新たなサービスの開発のために、京都市京セラ美術館メンバーシップ事務局又は京都市美術館において営業等を行う事業者に対して提供することができる。この場合において、会員はあらかじめこれを承諾するものとする。

(規約の改正)

第11条 この規約を改正する場合、1箇月前までに、ウェブにその旨を掲載し、会員に通知するものとする。

附 則

この規約は、令和2年3月21日から施行する。